

消費生活相談員用パソコンの賃貸借に係る一般競争入札公告

山梨県総合県民支援局県民生活センターが発注する消費生活相談員用パソコンの賃貸借に係る契約は、一般競争入札により行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告します。

令和7年10月30日

山梨県総合県民支援局県民生活センター 所長 三嶋 豊博

1 一般競争入札に付する事項

(1) 賃借物品等の名称及び数量

ア 賃借物品等の名称 消費生活相談員用パソコン

イ 数量 一式

(2) 賃借物品等の仕様等

入札説明書で定める内容等であること。

(3) 賃借期間 令和8年3月1日（日）から令和13年2月28日（金）まで（60か月）

(4) 納入期限 令和8年2月27日（金）

(5) 納入場所

ア 山梨県総合県民支援局県民生活センター（山梨県甲府市飯田1丁目1-20）

イ 山梨県総合県民支援局県民生活センターが指定する場所

2 事務を担当する所属

山梨県総合県民支援局県民生活センター

3 入札参加資格

次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に、山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

(1) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であって、同項の規定により定められた期間を経過していない者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員である者（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に該当する者を除く。）

エ 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

オ 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き2年以上営業を営んでいない者

- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがされている者（更正手続き開始又は再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和3年山梨県告示第67号）の二に定める競争入札に参加することができる者であること。
- (4) 山梨県内に本店もしくは支店を有すること。
- (5) この公告に示した賃借物品等の数量及び仕様等に適合した物品を確実に納入することができることを、別に定めるところにより明らかにした者であること。

4 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒400-0035 山梨県甲府市飯田1丁目1-20

山梨県総合県民支援局県民生活センター

電話番号 055-223-1571

- (2) 入札説明書の交付方法

公告日から令和7年11月25日（火）までの、山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第6号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで4の（1）の場所において交付する。

また、上記以外の方法による交付を希望する場合は、令和7年11月25日（火）午後5時までに4の（1）に掲げる問い合わせ先に電話連絡すること。

- (3) 一般競争入札の参加資格の確認

入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。ただし、確認に係る申請書の提出期限は、令和7年11月25日（火）までとする。

- (4) 入札及び開札の日時及び場所

令和7年12月15日（月） 午前11時

山梨県甲府市飯田1丁目1-20

山梨県総合県民支援局県民生活センター

- (5) 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (6) 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札、その他山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号。以下「規則」という。）第129条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(7) 落札者の決定方法

規則第127条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

5 その他

(1) 落札者が契約締結までの間に、3に掲げた参加資格のうち一つでも満たさなくなった場合は、契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責を負わないものとする。

(2) 入札保証金

規則第108条の2の規定により、免除する。

(3) 契約保証金

契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第109条の2の規定に該当する者は、これを免除する。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 違約金の有無 有

(6) 最低制限価格の有無 無

(7) 前払金の有無 無

(8) その他

① 詳細は、入札説明書による。

② 問い合わせ先 山梨県総合県民支援局県民生活センター

電話番号 055-223-1571